

健康保険証の廃止に抗議し番号法改正の白紙撤回を求める意見書(案)

5月31日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立したが、マイナンバーカードのトラブルが後を絶たない。3月に横浜市で発覚した証明書のコンビニ交付誤発行を皮切りに、全国で様々なトラブルが続発しているが、その原因がすべて異なるという状態である。マイナンバーの公金受け取り口座に本人ではない家族名義とみられる口座登録が6月7日時点で13万件、さらに家族ではない無関係な別人の口座が登録されるミスが748件確認されている。別人登録を防ぐには、2025年6月に戸籍氏名へのフリガナ登録が完了した後、フリガナで口座と照合するシステムを新たに作る必要があるとされており、その間、別人による悪用が発生する危険性もある。

マイナ保険証の開始時の2021年3月に約3万5千件が別人の情報にひも付けされたことが判明したため、10月に延期し修正と再発防止に努めたにもかかわらず、開始後1年で新たに7312件の誤登録が判明し、5件が誤って閲覧されていた。これは個人情報の漏洩にとどまらず、別人の診療情報や投薬情報の閲覧により誤った治療が行われる危険性がある。

さらに、マイナ保険証で正しい保険資格が取得できない、顔認証が読み取れないなどのトラブルが続発している。加えて、マイナ保険証の申請や管理に困難を抱える高齢者等施設入所者や障がい者への対策が「検討中」の状態、準備不足の見切り発車であることが国会で明らかになった。申請しないと受け取れない資格確認書では、国民皆保険制度に穴が開くだけでなく、本来任意であるはずのマイナンバーカード取得を、命に関わる健康保険証取得の交換条件とすることは、憲法違反の強制執行であり、非人道的な行為である。共同通信社が6月17～18日に実施した全国電話調査によると、マイナ保険証の延期や撤回を求める声が72.1%にのぼっている。

番号法「改正」案は、税・社会保障・災害という利用範囲の枠をなくし、行政の判断で利用事務や情報提供を拡大しようとしている。政府は例外的な場合と説明するが、そのような限定や利用を監視する仕組みは改正法案にはない。

以上の理由から、健康保険証廃止と、歯止めなき利用拡大に道をひらく番号法「改正」案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法99条に基づき提出する。

令和5年7月12日

千葉県会議長

内閣総理大臣

デジタル大臣

総務大臣

厚生労働大臣 宛